

第5回 北方領土問題対策協会分科会 議事録

内閣府北方対策本部

1. 日 時：平成17年7月14日（木）16:03 ~ 18:25
2. 場 所：北方領土問題対策協会会議室
3. 出席委員：飯田分科会長、上野分科会長代理、朝倉委員、兩宮委員、出塚委員
4. 議事次第
 - (1) 平成16年度事業年度業務実績報告
 - (2) 平成16年度事業年財務諸表等報告
 - (3) 今後の進め方等

5. 議 事

黒羽参事官 今日はお忙しい中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。私、北方対策本部の参事官の黒羽と申します。今日は新しいメンバーということで、まだ座長が決まっておりませんので、選任までの間、私が進行させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、始まります前に、内閣府の官房政策評価広報課の大塚課長の方から、政令改正等ございましたので、その説明を先にさせていただければと思います。

大塚政策評価広報課長 内閣府の大塚でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、冒頭のお時間をおかりいたしまして、私どもの方から、資料の1と2を用いまして、今お話のございました、1つは、内閣府の独立行政法人評価委員会令、政令の改正がございました。それと任期満了等に伴いまして、委員の先生方の新たな任命等を行ってございます。それについてまず冒頭御説明をさせていただきます。

資料の1をごらんいただきたいと思います。こちらの方、ポイントだけ申し上げますと、実は内閣府に新たにもう一つ独立行政法人が近々誕生いたします。それを踏まえた必要な所要の改正ということでございます。その独立行政法人と申しますのは、「沖縄科学技術研究基盤整備機構」という名前のものでございまして、沖縄に科学技術系の大学院大学を設立するという構想がございまして、その構想のいわば推進主体として新たに独立行政法人を一つつくるというものでございます。それに伴いまして、今申し上げました内閣府の中

に新たに独法が加わるということで必要な改正でございます。

資料1は2段の新旧対照表になっておりますが、下段が旧、古い規定、そして上段が新しく改正後の規定ということでございます。改正のところに右線が引っ張ってございますので、改正点だけ申し上げます。

1ページの第一条でございますが、ここで独法評価委員会は、これまで14人以内ということになっておりましたが、4人委員の枠を増やしまして、18人以内ということに改正いたしました。これが第1点目でございます。

それから2ページ目をごらんいただきたいと思いますが、ここに上下段の表がございます。これはそれぞれ評価委員会の下に置かれます分科会の名称と、それぞれの分科会で評価の対象とする独立行政法人の名称を書いております。この中に1つ今申し上げました沖縄の科学技術研究基盤整備機構分科会というのを設けまして、独法についての評価を行うという形のものにしたものでございます。

それから3点目といたしまして、最後のページを開いていただきますと、第8条というのがございます。ここでは、委員会及び分科会の庶務を担う担当部局を決めてございますが、こちらにも沖縄独法が加わるということで、こちらの分科会につきましては、沖縄振興局の総務課というところで庶務を行うことになったものでございます。

資料1の政令改正のポイントは以上でございます。

それから続きまして、資料2をごらんいただきたいと思いますが、

こちらの方は、従来の14人の委員の先生方のうち、9名の委員の先生方につきましては、先月、6月26日をもちまして、任期の満了となったわけでございますが、9名の方々のうち、7名の委員の先生方には引き続き委員をお願いするということで、いわば再任という形で6月27日付けをもちまして、その再任手続を行うというのが1点ございます。

それからもう一つ、先ほど政令改正で枠が4名増えたというふうに申し上げました。こちらのうち、新たな4人の枠のうちの、とりあえず2名分だけをこの6月27日付けで新たに発令をさせていただいております。残りのお二人分につきましては、先ほどの沖縄の独法の分科会の関係で、こちらはまだ具体的にどの方になっていただくか、選考中ということでございまして、その2名の方々がまだ現在発令を終えていないという状況になるわけでございます。この資料の2で、その左側に本委員会、そして右側に沖縄も含めた形での各分科会のメンバーの先生方のリストを用意させていただいております。

今回の御出席の北対協分科会に関しまして申し上げますと、飯田委員、それから雨宮委

員につきましては再任という形で引き続きお願いをすることになっております。それからまた、上野委員におかれましては、今回新たに御参加をいただいたということでございます。改めてよろしくどうぞお願い申し上げます。

以上でございますが、私どもの方からの資料1、2の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

黒羽参事官 それでは、引き続きまして、新しく委員に就任された方を御紹介いたします。今大塚課長から御紹介がございましたけれども、自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、新たに御就任いただいたということでございますが、上智大学外国語学部教授の上野俊彦先生でございます。

上野委員 すぐその上智大学外国語学部ロシア語学科で教師をしております上野です。よろしく願いいたします。

黒羽参事官 続きまして、明治学院大学大学院法務職研究科教授の雨宮孝子様でございます。

雨宮委員 雨宮でございます。専門は法律の方で民法、あるいはNPO法などについてをやっております。よろしく願いいたします。

黒羽参事官 ありがとうございました。それでは、早速ですけれども、分科会長の互選に入りたいと思いますが、互選によりまして、分科会長をお決めいただくということになっておりまして、御提案がございましたらお願いできますでしょうか、どなたか御推薦ございますでしょうか。

朝倉委員 前年に引き続き飯田委員にお務めいただくということでどうでしょうか。

(「賛成です」と声あり)

黒羽参事官 皆さんよろしいでしょうか。

では、引き続き分科会長をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

ここで飯田先生に進行をお返しいたします。よろしく願いいたします。

飯田分科会長 今、委員の先生の互選で引き続き分科会長を務めさせていただきますが、何分よろしく御指導等、御協力をお願いしたいと思います。

内閣府の独立行政法人の評価委員会令というのがございまして、その5条5項に基づいて分科会長が分会長代理を指名するということになっておりますので、私の方から上野委員、まだ分科会に参加したばかりで大変恐縮なんですけれども、分会長代理をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

飯田分科会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、上野委員よろしくお願いたします。

上野分科会長代理 不慣れですけれども、助けていただきまして、よろしくお願いたします。

飯田分科会長 早速議事に入りたいと思いますけれども、その前に、今日の分科会には北方領土問題対策協会の井上理事長、それから職員の方々に委員の皆さんの質問にお答えしたり、御説明をするということで御同席いただいておりますので、まず、井上理事長にごあいさつをいただきまして、その後、職員の方にも簡単に自己紹介をしていただくというふうにしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

井上理事長 当協会の理事長をやっています井上でございます。何分よろしくお願いたします。

本日は、上野先生を除きまして、ちょっと不便なところでわざわざお運びいただきましてありがとうございました。昨年来の方、新しくなった委員の方、どうぞよろしくお願したいと思います。

当協会は、北方領土問題対策協会、通常、「北対協」と呼んでおりますので、北対協と呼ばせていただきたいと思いますが、北対協が独立行政法人になりましたのが平成15年10月ですので、1年半余が経ったわけですが、年度でいいますと、早くも3年度目ということになります。随分早いものだと思います。ただ、今回の評価の対象は16年度。独立行政法人北対協にとって第2年度目ということになります。2年度目ですけれども、初年度は、御案内のとおり半年しかなくて、しかも当協会の事務は実務的には前半に偏っていたものですので、1回目の評価はそのような形で終わっておりますが、そういう意味で、今回第2年度目の評価が年間を通したフルの評価としては初めてということになります。既にお決めいただきました評価基準も、前年度に比べますと相当に詳しくなっておりますし、ある意味では厳しくなっておりますので、それに応じまして、実績報告書、あるいは項目別評価表の書き方にも工夫はしたつもりでありますけれども、何分まだ慣れていないということもあり、今日御説明する資料等にも必ずしも十分でないところがあるかと思いますが、実質初年度ということで御寛恕いただければありがたいと思います。

本日は、新しい委員の方もおられますので、北対協の事業として組織の概要をごくかいつまんで簡単に御紹介させていただきたいと思います。

資料の中で資料6という1枚紙がございます。ちょっとごらんいただくとありがたいと思います。これはこの評価委員会分科会の結論になる総合評価表のフォームでありますけれども、そのフォームを少し借りて御説明しようというわけでございます。この総合評価表の中の評価項目のところが大きな 、 、 、そして の総合評価ということになっておりますが、今日御説明しますのは、「 . 項目別評価の総括」というところに入っております「1 . 」から「5 . 」までを御説明するということになります。その中で、北対協の事務につきましては、「2 . 」のところ、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」というのが北対協の事務事業の内訳でございます。

(1)、(2)、(3)と3本立てになっておりますが、これは北対協が法律において与えられている業務でございます。1番目が北方領土問題に対する啓発、2番目が調査研究、3番目が元島民等に対する援護というのが北対協の業務の3本柱であります。ただ、実態から申しますと、これからの説明にも出てまいります、(1)の 北方四島との交流事業というのがございますが、通常ビザなし交流といっています。これが事業として大変大きな事業になっておりまして、実務的な感覚でいきますと4本柱、金額的にもそんな感じになっております。

その1番目の啓発ですけれども、北対協でやっています啓発の特徴は、普通は啓発といえますと、メディアの広報であるとかということになりますが、北対協の場合には、国民運動として進められているといわれております北方領土返還要求運動に対する支援を中心として啓発を行うというのが主な方法になっています。具体的には、その返還運動は、全県に設置されて活動しています県民会議というものと、関連する全国の団体、北連協といっていますが、これは全国規模の北方領土問題に取り組んでいる団体。具体的に申しますと、地婦連であるとか、青年団であるとか、あるいはJCであるとか、組合の連合であるとか、そういう団体がつくっている横連絡体ですが、その北連協、そして県民会議という2つの縦横の筋で、それらの団体と連携し、支援しながら返還運動を進めるという仕組みになっています。

加えまして、北対協では、それらの運動と連動する形で直轄の事業を幾つかやっております。例えば、学校の先生や生徒、学生に対する研修会を根室で直接催すとか、あるいは北方領土を目で見る運動という形で根室管内に啓発施設を置いて、その設置運営を図っている直接の事業も幾つかやっております。この啓発についていいますと、今期中期計画においては、学校教育において北方領土問題をより充実したものにするというのが一つ

の大きなテーマになっております。

2番目のビザなし交流ですけれども、この事業は、大分古い話ですが、1991年に戦後のソ連の首脳として初めて来日しましたゴルバチョフが提案したものに基づいて、日露両国政府間の合意に基づいて実施されている事業であります。この事業によって、日本国民と北方四島在住のロシア人が今年14年目ですけれども、この間1万2,000人を超えるロシア人、日本人がこのプログラムによって交流していることとなります。北対協が直接やっておりますのは、昨年でいいますと、5回の訪問団の派遣、3回のロシア人の受入れ、そして日本語講師を約1か月にわたって3島へ、3島といいますが色丹と国後と択捉ですが、そこに1か月ばかり派遣しているというようなことがその内容であります。私も一昨日択捉から帰ってきたところでありまして、この時期、うちの職員は大体全員そろふことはほとんどないということになります。

それから援護でありますけれども、援護は、元島民等に対する低利融資の事業と、元島民等が組織する団体、千島連盟と呼んでいます、その団体が行ういろんな活動への支援という二本立てになっています。低利融資事業は、戦後補償の問題と絡みまして、大変複雑な経過のある事業でありますけれども、この事業は、旧漁業権者法という特措法に基づいてありまして、北対協の立場は、その特措法を施行する事務を請け負っているという形になっております。大きく北対協の事業は4本柱になっているわけですが、これらの事業を行うために、職員の定員は19名、その19名が東京の事務局と札幌の事務所に分割して配置し、それぞれ事務を行っています。

札幌事務所では、主に元島民等に対しに貸付事業、低利融資事業を中心として援護事業を行っている。その他のものについては東京が行っているというような事務分担になっております。ちなみに、定員19名といいますが、独法としては、恐らく今でも最小の規模だと思います。

そういうことで、北対協の仕事は、先ほど申しましたように、北方領土問題の解決促進に資するという目的を持った形で幾つもの事務から構成されているわけですが、これは国策の遂行そのものだと私は思っております。また、収入という点からいいますと、貸付事業に伴って、利子収入があるほかは、原則的に収入がないというのが性格であります。したがって、そういう意味で考えますと、独法が北対協になじむ、あるいはふさわしい組織形態なのかということにつきましては、当初から議論のあったところであり、これまでの評価委員会、あるいは分科会でも機会を見て何回かそのような議論がありました。

振り返ってみますと、独立行政法人通則法で独立行政法人の定義が定められていますけれども、その定義によれば、独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、確実に実施されることが必要な事務事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないものというのが定義ですが、うちの事業については、限りなく国が直接にすべき事業に近いのではないだろうかということが、先ほど言いました、なじむ組織形態なのかという疑問が生じる理由の一つあります。かなり拡張して考えて、北対協はぎりぎりのところで独法という組織形態に置かれていると思っております。

いろいろなことがありますけれども、特殊法人改革ということで北対協が独法になったということは、なっているところもたくさんございますので、独法化もそのときの改革の一つの選択肢として正しかったと今は思っております。ただし、独立行政法人という共通した組織形態という形で共通の目標なり、共通の合理化といえますか、行動様式みたいなものを要求されることがあります。そういう際に、典型的な独法、かなりの規模を持って収入があってということのを頭に置いた横並びの目標設定のようなものが時々されることがありますけれども、そのような場合には、そのままいくと、北対協の事業の目的を損ねたり、あるいは逆効果になったりするということも間々あり得ることだと思えます。

このような問題につきましては、北対協の業務、あるいは規模というようなことの特殊性を踏まえて、評価委員会の皆さんとも意見交換をして適切に合理的に対処するというのが正しいことだろうと思っておりますし、必要だと思っております。

いずれにしましても、評価、そしてそれに至る審議を通じまして、いただいた御意見を参考にして、今後とも北対協の業務の改善に努めていきたいと考えておりますので、本日はよろしくこちら側の説明をお聞きとりいただき、また御意見をちょうだいし、これらを踏まえて評価をお願いしたいと思います。

冒頭に当たりまして、ちょっと長くなりましたけれども、ごあいさつさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

飯田分科会長 ありがとうございます。それでは、長尾専務はじめ、皆さんちょっと簡単に自己紹介をお願いいたします。

長尾専務理事 私、専務理事の長尾でございます。今、説明ございました札幌事務所の方に勤務してございまして、今日参りました。東京の涼しいのにはいささが驚いております。ひとつよろしくお願いいたします。

宮本事務局長 事務局長の宮本です。よろしくお願いいたします。

飛山所長 札幌事務所の飛山と申します。よろしくお願いいたします。

飯田分科会長 ありがとうございました。それでは議事に入らせていただきますけれども、まず最初はお手元にお配りした資料のうちの資料3というのがございます。これは総務省の評価委員会が平成15年度の独立行政法人の業務の実績に対する評価結果について、意見を出している部分で、これに対する対応というのを事務局がまとめた文書でございます。今日の会議では、主要テーマとして平成16年度の北対協の業務実績と、それから財務諸表等について検討するわけですけれども、それに当たって、事務局から、この資料3の平成15年度の問題についての対応について御説明をいただきたいと思えます。

松川専門職付 事務局の方でこちらの分科会を担当させていただいております調査専門職付の松川と申します。よろしくお願いいたします。今日はお集まりいただき誠にありがとうございました。

資料3ですが、一番左側の長々と書いております欄が昨年、平成15年度の北対協に対する評価を受けまして、総務省に置かれております政策評価・独立行政法人評価委員会から出された、正式な意見でございます。

こちらの意見に関して、前回3月2日に開かれました分科会で、こちらの意見が真っ当なものなのか、あるいはこれにどのように対応するかということが議論されましたが、今回上野委員等新たに参加された先生方もいらっしゃいますので、総務省の意見に対して、このようにきちんと対応したということを改めて説明しておくのも重要かと思ひまして、このような資料を御用意させていただきました。

まず、この北対協に向けて出された意見としまして、一番上の左の欄になりますが、北対協が北方領土返還要求運動全国大会、県民大会等を行っております民間団体に対して助成を行っているのですが、助成を与えるべきか否かどのように判断しているのかという助成の条件、あるいは、その助成の条件に適合しているかどうかを審査する審査状況、あるいは助成先ごとの助成額について明らかにせよというような意見があります。

これに対して、平成15年度評価におけます項目別評価表、今年度でいいますと資料5になりますが、これに関して、そういった項目がきちんと15年度には用意されておりましたので、支援事業に係る支援条件、審査状況、支援先ごとの支援額等が妥当かという評価基準、評価の観点を設けまして、支援条件、支援対象、審査状況、個別支援実績ということを北対協の方からきちんと説明をしていただけることになっております。

北対協だけに出された意見というのはこれだけだったのですが、そのほか、内閣府の所

管する独立行政法人全体に対する意見として、資料3の下記3つの欄におけるそれぞれの意見が総務省から出されております。

1つ目ですが、「平成17年度末で中期目標期間が終了する法人のうち」云々ということが書かれておりますが、北対協の中期目標は平成19年度末に終了しますので、この意見は北対協には該当しないということになります。

次のページに移らせていただきまして、財務内容の改善に関する評価において、予算、収支計画及び資金計画と実績の対比による評価が行われていない独立行政法人が見受けられるので、このような法人については、計画と実績の対比等をきちんと評価表の上に明記した上で評価を行っていただけるようという意見がございました。これについて前回の分科会で、この総務省から出ました意見、一体何をきちんと明記すべきなのか、あるいはこの北対協はきちんと明記していなかったのかどうかということが議論されておりました。項目別評価表だけではなくて、業務実績報告書ですとか、あるいは財務諸表の方には、前年度も詳しく計画等明らかにされておったのですが、今年度は項目別評価表を見ていただければ、その計画と実績等についてどのようになっているかということを一覧していただけますよう、資料5の18ページの下の方、「予算、収支計画及び資金計画どおりに事業が執行されているか。執行状況と残高内容、当期損益と欠損状況は適正か。」という項目を新たに設けさせていただきまして、一般業務勘定及び貸付業務勘定という2つの業務勘定に分けて、これに対する問いに答えている次第でございます。

次に、行ったり戻ったりで恐縮ですが、資料3の最後の意見でございます。こちらは、平成15年10月に特殊法人等から移行した独立行政法人の中には、役員の報酬等や職員の給与水準が国家公務員の給与水準と比べて高い法人も見受けられるということで、そういった各法人の給与水準のデータ等を活用して、当該法人の給与水準が業務に見合うべきものかどうか評価をしてはどうかということが総務省から言われておりましたが、これについても、特段、北対協に問題があるということはありませんでしたが、きちんと評価表の上では項目立てがされていなかったという形式上のことではございますが、今回先ほど見いただきました資料5の18ページの次のページ、19ページの方で北対協の役員、あるいは職員の給与についてどのようになっているかという項目を設けさせていただきまして、説明を後ほど北対協の方からしていただきたいと考えている次第でございます。

北対協から説明をしていただくに当たって、まずは資料5と資料4の方をもとに平成16年度の業務がどのように実施されたかということの説明をしていただくこととなります。業

務実績の報告に引き続いて、また財務諸表等も説明していただきますが、その後に、再び事務局の方から評価委員の先生方にどのように評価表の方を埋めていただくか等説明をさせていただきますこととなりますので、その段、よろしく願いいたします。

以上で事務局からの冒頭の説明を終わらせていただきます。

飯田分科会長 ありがとうございます。

全体として資料3の左欄に記された総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に対しても丁寧に対応した内容になっていることがよく分かりました。ただいまの事務局の説明について何かご意見、お気づきの点がございませうでしょうか。特にないようなので、次ぎに平成16年度の北対協の事業実績について、北対協の方からご説明を頂きたいと思ひます。

宮本事務局長 それでは、私の方から説明させていただきます。

資料といたしましては、ただいま御紹介ありましたように、資料4の「平成16年度業務実績報告書」と、資料5の平成16年度の業務実績に関する項目別評価表、これに基づきまして説明したいと思ひます。

まず、業務実績報告書の表紙をめくっていただいて「目次」でございませけれども、この業務実績報告書は、「第1章 概要」、それから「第2章 業務の実績」と、こういう形で成り立っております。第1章の概要と申しますのは、協会の全般的な流れを記述してありまして、第2章は、業務実績でございませ。これは後ほど御説明いたしますけれども、項目別評価表のバックデータの位置づけとして、大体、この個別評価表の項目ごとに大体羅列されております。

今年、この報告書を作成するに当たって、昨年の分科会において15年度の業務実績を報告した際に、先生方の方から、業務の実態や内容が具体的によくわからないという御意見をいただきましたので、今回、報告書の中でそれらを踏まえて、若干なりとも工夫したということでございます。後ほど、その業務報告書の中で御説明したいと思ひます。

それでは、大変恐縮でございますけれども、頭の概要につきましては、先ほど理事長の方から御説明いたしましたので、組織等につきましては省略させていただきます、業務報告書の6ページを開いていただきたいと思ひます。

こちらの方の「第2章 業務の実績」でございませけれども、15年度は、今回独立行政法人として1年目を迎えたのですけれども、1年目は6か月間ということございましたけれども、16年度は、中期計画の2年目として業務運営の効率化の推進、国民世論の啓

発、北方領土問題等に対する調査研究、元島民等に対する援護事業などに努めたわけでございます。こういった事柄について項目別評価表に基づきまして、今度は説明させていただきます。

それでは、大変恐縮でございますけれども、横長の大きい判の方で説明させていただきますけれども、先ほど話にあったように、21ページということで非常に大部でございますものですから、大変恐縮でございますけれども、主な項目についてのみ御説明させていただきますと思います。

それでは、説明に当たって、まず中期計画でどういう計画を立てたのか、それに対して、どういった観点で我々の方でこれを判断したのかということで実績等を見ていきたいと思っております。

まず中期計画の項目で一番左の端でございますけれども、1番として「業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」といたしまして、1つは、一般管理費について、中期目標の最終年における当該経費の総額を平成14年度に対して13%削減すると。それから業務経費については、毎年度約1%の経費の効率化を図るという大きな目標が立てられました。これに対して、16年においてはどのようなことをしたのかということで、その関係をこの実績欄で見させていただきますと、まず一般管理費の削減方法といたしましては、平成16年においては予算において5,700万という予算を立てた結果、実績としては5,600万ということで、このような実績になっておる。最終年におきましては、平成19年においては4,900万ぐらいまで落とすというものでございます。これについて、どのように効率化を図ったのかと申しますと、平成16年におきましては、積み上げ方式による予算の作成とか、それから協会内の意思の疎通を図るため、役員会議、それから事務局の連絡会議を定例的に開催した。それから業務マニュアルの作成、それからコンピュータによる会計システムの効率化などを図って改善した。それから電子媒体を使ってペーパーレス化を推進したと、このような方法で効果的な実施を図り、削減について努力したということでございます。

続きまして、その下でございますけれども、業務経費の削減は適切だったのかという観点で見た場合、やはり「実績」の欄で見させていただきますと、6億6,300万ということになっておりまして、17年の予算では6億4,500万という形をとっております。こちらの業務経費の削減方法といたしましては、返還運動関係者に対しての節約の呼びかけとか、それから県民会議、それから各種民間団体、関係機関との連携・連絡を図りまして、無駄のな

い業務の遂行を実施しました。それから先ほど理事長からもありましたように、四島への訪問事業をしているものですから、そういった船で実施することについて、船舶の経費の節減を図ったというようなことも実績として報告させていただきます。

続きまして、2ページ目を開いていただきたいと思います。2ページ目は、大きな数字として「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」といたしまして、「国民世論の啓発に関する事項」ということで、まず1つは、返還要求運動の推進ということでございます。これは、先ほど理事長から話がありましたように、国民運動としての北方領土返還要求を行っていく上で、それを推進するというところでございますけれども、その関係団体との連携を図ることから、各団体が実施します各種大会、それから講演会、研修会、署名活動、啓発資料の配布等に対して支援をする。それから、この中期目標期間中は、各種大会に対する支援についても、毎年度100回以上の水準を保つということが大きな目標として定められておりました。

この関係について、16年においてどうだったのかと見てまいりますと、まず、実績といたしまして、一番上でございますけれども、支援の実績。これは平成16年で見ますと116回の計画を立てた結果、124回の実績があったということでございます。先ほど松川専門職付からも話がありましたように、こちらの支援に対して、どのようなことでそれを満たしているのかというものが記載されていなかったということも踏まえて、今回はこの支援条件とか、支援対象、審査状況等について評価してみました。

まず、具体的にどのような支援をしたのかと申しますと、例えば県民大会とか研修会などについては、資料とか資材の提供、それから講師を派遣するとか、それからキャラバン活動なんかをするときにも、やはり当然、署名活動もいたしますので、署名用紙の提供なども行ったり、あとはパネル展などを開催するにおいては、パネルを貸与するというような支援を実際にやっております。

それでは、支援条件としてはどういう条件をもってやっているのか。これは、政府の基本的な立場に合致していること。それから返還運動の推進に寄与していることというのが大きな条件になっております。それから支援対象としてはどのようなところでもいいのかと、そうじゃなく、やはり県民会議とか、先ほどから出ております北連協の幹事団体やその集合体等に対して支援を行っています。それから審査に当たってどうしているのか、この場合は、やはり金額を一律に支援するのではなく、事業内容、規模、それから過去の実績などを踏まえて、その上で審査して、支援額を決定しています。

それでは、次のページでございますけれども、先ほどいったように県民会議とか、そういった大会に講師など派遣するということでございますけれども、では、どのような実績があるかと申しますと、計画としては、47回計画したのですけれども、それに対して49回の講師等を派遣したということでございます。この支援に対して、非常に効果的なものであったのかどうかという観点で見ますと、まずここでも書いてありますように、2月7日に行われております全国大会、いわゆる返還要求全国大会というのがございますけれども、本年は総理は御都合により出席できませんでしたがけれども、関係府省の大臣が出席し、また、各政党の代表も出席していただいて、全国から1,600人も集まっていた。こういった大会が開けた。

それから県民会議でございますけれども、先ほど申しましたように、講師を招いてというような形でやるわけでございますけれども、特徴といたしましては、昨年においては奈良県と佐賀県においての県民大会には、返還運動関係者と教育関係者によって教育を考えるシンポジウムというものも開催されております。これについて若干御参考までですけれども、業務報告書の18ページ、19ページをちょっと開いていただきたいと思うんですけれども、具体的にこちらには、奈良県と佐賀県の県民大会が行われたときの式次第等が掲載されてございますけれども、このような形で特別なことを実施したというものを掲載させていただいております。

こういった佐賀県とか奈良県とかというようなところは、特に後継者、いわゆる返還運動関係者が非常に高年齢化してきたということで、後継者対策を念頭に置いたものであり、非常にこれは大きき意味があったと判断しております。

それから教育関係者とか、青少年に対する研修会、交流会の参加の報告が数多く行われており、そういったことが最近の県民大会の特色ではないかと思っております。

また評価表の方に戻っていただきまして、3ページの下段の方でございますけれども、県民会議等の事業の今年度の総括、見直し、課題等協議するために会議を招集するという年度計画がございますけれども、これに対してどうだったのかと申しますと、右の「実績」の方にありますように、大きな項目として都道府県推進委員全国会議、それから次のページにもありますように都道府県民会議代表者全国会議、それから中段の方のブロック幹事県会議とか、県民ブロック会議、それから北連協代表者会議、こういった会議を開催・出席し、その会議の中で、まず年度初めの会議では、大体、当該年度の協会の事業計画などを周知しております。秋以降に開かれる会議では、当該年度の総括を行ったり、そ

れから、次年度についての意見交換を行い、効果的な事業実施に備えていたということでございます。

それでは、大変恐縮でございますけれども、6ページまで飛ばさせていただきます。こちらは、北方領土を目で見る運動関係ということで、協会においては、啓発施設として3つ、北方館、別海北方展望塔、それから羅臼国後展望塔の3つを持っておりますけれども、こちらの展示室の充実と、意見箱の意見を集約して、サービスの向上に努めるというのが目標であったわけでございますけれども、これを具体的に申しますと、16年においては、北方館においては、テレビ望遠鏡を導入したとか、それから別海の展望塔には、ランドサット衛星画像のパネルをつくって掲載したとか、それから施設としては床とか内装工事とか、障害者のトイレをつくったとか、羅臼の展望塔には、啓発指導員の配置をしたとかというようなことをやっており、これらの施設に、見学者が訪れた際に集めた意見箱等を集約してみますと、利用者の感想といたしましては、いずれも80%以上の方々が有意義であったという回答をいただいております。

ここでちょっと参考でございますけれども、資料編の18ページと20ページをちょっと開いていただきたいと思います。「参考」とちょっと色がついているものでございます。

松川専門職付 資料4の後半、青い紙がはさまれております。ここから資料編になっておりますので、ここからページが変わりまして、18ページと19ページになります。

宮本事務局長 こちらが先ほど申しました3つの施設でございます。こちらの施設についていろいろと施設とか備品の設置をしている。それから北方館にテレビ望遠鏡を設置したというものは、この右側にあります、これが最新のテレビ望遠鏡というものでございます。

それではまた個別表の方に戻っていただきたいと思います。個別表の中期目標の項の欄のところで「青少年や教育関係者に対する啓発の実施」というものがございますけれども、これは先ほど申しましたように、返還運動関係者が高齢化してきているということで、やはり後を継ぐ、次代を担う後継者対策について重点的に推進するために、全国の青少年、教育関係者に対する研修を根室市で開催するという大きな目標が掲げられておりました。これに対して、16年においては、次代の返還要求運動関係者を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題の啓発を行うという観点から、北方領土問題青少年教育指導者研修会とか、北方領土ゼミナールなどを開催することにしました。その結果といたしまして、実績でございますけれども、返還運動の後継者育成を協会の重点項目として15年度の事業

の総括、見直しをした結果として、16年には、ここにも書いてありますような教育指導者研修会においては、期間を増やしたり、それから参加者を増やしたり、そういったことを実際に行いました。

続いては7ページの方に移っていただきまして、「実績」の下の方の「北方少年交流事業」でございますけれども、こちらはいわゆる根室管内の中高校生を総理大臣等に表敬するというような事業でございますけれども、これは北方領土の早期返還を訴えるということで表敬をしております。ここでも書いてありますように、昨年9月2日に実現しました総理大臣の北方領土視察は、この交流事業で中高生が総理に表敬したことがきっかけとなって行われました。

それから、また中期目標の次の方で（イ）学校教育における北方領土教育の充実を図るための環境整備、これがやはり我々としては非常に重要な項目になっております。こちらは、教育現場における北方領土教育の充実強化を図るために、「北方領土問題教育者会議」というものを設立することを推進しようというものでございました。今年度目標としましては、10県の設立をするということでございました。これに対してどうであったかと申しますと、右端の方を見ますと、16年度においては10県の県民会議からの設立の意思表示があって、計画どおり設立された。これは15年も10県ございました。したがって、今のところ、20県になっております。

その次に、こういったものに対して文部科学省とか、外務省、こういった関係機関との連携がうまくいっているのかと申しますと、ここでも書いてありますように、文部科学省におかれましては、大きな全国会議という場面に担当者が来まして政府説明をしていただいている。それから富山県の教育者会議にも文部科学省から出席していただいて意見交換をしております。

次のページに移りまして、外務省あたりはどうかと申しますと、やはり全国会議などに出席していただいて、日露外交交渉の現状など説明していただいているということでございます。

続きまして、中期目標の欄の方ですけれども、といたしまして「インターネット等を活用した情報の提供」ということでございますけれども、具体的に何かと申しますと、関連資料、データを幅広く提供すること。それから、情報を安易に得られるようなホームページに整理すること。それから、アクセス件数を中期目標の期首年度に比べ期末年度には、20%以上の増加を図ることというような目標が立てられました。これに対してどうであっ

たのかと申しますと、まず「実績」の方でございますけれども、アクセス件数は対前年比で見ますと154 %でございます。件数でいいますと、約7万2,000件のアクセスがありました。

それでは、ホームページの内容はどうであったかと申しますと、ここにも書いてありますように、Webカメラ（動画）を設置したとか、パンフレットのライブラリーを開設したとか、ホームページのリンクなど、県民会議等が開設しているホームページとのリンクを図ったとか、北方領土に関する情報の発信としての拠点となるホームページとしてコンテンツの提供方法及び内容について充実を図ったということでございます。

続きまして、「北方四島との交流事業実施」ということでございます。いわゆる、これはビザなし交流でございまして、領土問題の解決のための環境醸成を図ることを目的として、北方四島在住ロシア人との相互理解を図るために設けられているものでございますけれども、これらのものについての訪問事業の実施状況を見た場合、北対協といたしましては、3回の訪問を計画し、予定どおり実施したこと。それから、北対協以外に北海道を中心とする方々を四島にビザなし交流で連れて行く団体としまして、道推進委員会というのがございます。そちらにおいては、4回計画いたしましたけれども、1回については、台風の影響で事前研修会のみ行っただけで訪問は中止になっております。それからもう一つは、これは北対協と道推進委員会が共催する青少年訪問を1回、予定どおり実施したということでございます。

それでは、こういう事業が効果的に行われたのかどうかという観点で見たときに、各訪問とも対話集会、それから相互理解セミナーとか、スポーツ交流、文化交流などを通じて現島民との相互理解が深まったと思っております。

それから16年度は、訪問団の事前研修の充実を図ったりいたしまして、いわゆる参加者が何ために訪問に参加するのかというようなところの意識を改革させたとか、それから訪問から帰ってきたときには、県民大会などに出席していただいて、報告をしていただくというようなところで非常に効果的な事業であったと思っております。

それでは、参加者について有意義だったかどうかというものを聞いたところ、いずれも80%以上の方々から有意義だったということの回答をいただいております。

それでは、今までは訪問のお話をしましたけれども、今度はロシア人を受け入れる事業でございます。これは外務省から、北対協が受託するものでございます。こちらの方につきましては、右端の「実績」で見ますと、昨年は富山県と徳島県で実施いたしました。ま

た青少年の受入事業といたしましては、東京で実施いたしました。この事業というものが効果的なものであったかという観点で見ますと、受入事業につきましては、対話集会、ホームビジットなどを中心として、日本人の生活文化等を見聞することによって、相互理解が深まったということで、非常に我々は効果的であったと思っております。

それから青少年の受入事業では、中学生との交流、ホームビジットなどによって、同世代の青年同士が語り合うことによって、日露間にはやはり解決しなければいけない問題が存在するということを理解させたということでは非常に大きな効果があったのではないかと考えております。

それからもう一つ、このビザなしの中の項目といたしまして、(ウ)専門家の派遣・受入ということがございますけれども、日本人が四島にわたって日本語の習得を与える機会をつくっております。こちらにつきましては、中学校の社会科の先生を集めまして、その方を国後島に派遣をいたしました。それから、日本語講師を色丹、国後、択捉島の三島に各2名ずつ派遣いたしました。現在も色丹島と択捉島では、日本語講師の方が日本語を教えているというのが現状でございます。

こういった事柄から、結果としてどのような効果があったのかと申しますと、11ページの方を見ていただきたいと思うんですけれども、先ほど教育者会議などが10県、16年も設立されたということでございますけれども、派遣をした先生方に、この会議の設立に当たって中心的な役割を果たしていただいています。やはり、自分が島の現状などを見聞した体験などを踏まえて授業をする。他の先生方にも教えてあげたいということで教育者会議なども積極的に立ち上げるための責任者みたいになって、がんばっていただいているというのが現状でございます。

それから、日本語講師派遣を行っていますけれども、この派遣事業というものが一過性にならないように、今、我々のやっているのは初級とか中級程度でございますけれども、道推進委員会でも同様の事業をやっています。ただし、そちらは北方四島在住ロシア人を北海道に招請して、北海道において研修をやっておりまして、その場合においては、北対協がやっている授業の経験者の中から選んでもらって、それで北海道に連れていく。そういった連携も強化しています。それから日本語を教える場合においても、バラバラのテキストじゃなく、できるだけ統一的なテキストをもって教育をしようということで、現在は「みんなの日本語」という教材を使って実施しております。

日本語講師というものは、行っても大体1か月ございますので、講師がいないときにも、

ロシア人同士が勉強できるように資材の提供なども行うこともやっております。

続きまして、そのページの左の端の方の中期目標の「北方領土問題等に対する調査研究」。これはいわゆる研究者、実務関係者を構成とする研究会を設置しておりますけれども、それらの開催状況でございます。

今年度の目標といたしましては、研究会を年6回、その成果を3回以上ホームページに掲載するというものでございましたけれども、実績といたしましては、年6回予定どおり開催しました。それから、調査研究の集大成となります国際シンポジウムというものも富山県と東京都で開催いたしました。

それでは、次の12ページでございますけれども、これらの開催した状況についての中身の報告等につきましては、ホームページに時節を踏まえた論文を掲載しております。こういったことから、我々といたしましては、国民世論の啓発に向けて効果的なものであると思っております。

続いて「(3)元島民等に対する必要な援護等に関する事項」でございます。こちらは、大きな項目といたしまして、署名活動に対する支援でございます。これは千島連盟が行っている署名活動でございますけれども、支援内容といたしましては、署名用紙を提供するとか、収集した署名簿の製本をするとか、編纂管理業務を行っていただいている。年1回は国会請願というような形もっております。

それから13ページの左の端でございますけれども、といたしまして、「元島民等による自由訪問」という元島民等による北方四島へのふるさと訪問事業でございますが、今年度計画は年4回実施する。では、それがどうであったのかという実績を見ますと、うち1回につきましては、やはり台風の影響で、結団式、事前研修はしたのですが、海が荒れていて船が出られなかったということで1回は中止になっております。

それでは14ページの方に行っていただいて、自由訪問が効果的な事業であったのかと申しますと、我々としては、訪問地、いわゆる生まれた場所を自分の目で見てくるわけでございますので、時間を十分とってあげたとか、それから仲間、集落同士で集まって思い出話をするという企画をしました。また、こういった訪問事業の実績を整理して、報告書として提出させていただくこともしております。

これを見ますと、先ほど言ったビザなし交流は、ロシア人が住んでいるところに行きますけれども、自由訪問は、ロシア人がいない、国境警備隊しかいない、歯舞群島なども訪問し、自分の屋敷の跡に訪問するというようなことに特徴がございますので、実施状況を

この報告書の中でいろいろと書いていただいて、その報告書がここにも書いてありますように、返還運動関係者にとって有意義な参考資料と現在になっており、また貴重な思い出の記録集ともなっているというのが現状でございます。

長々となってしまいましたけれども、私の一般業務勘定におけるものにつきましては以上で終わらせていただき、引き続き、札幌の方にお任せいたします。よろしく願います。

飛山所長 それでは引き続きまして、札幌事務所で行っております北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施ということで、融資業務につきまして御説明をさせていただきます。

援護事業であります融資業務を実施していく中で3つの重点項目を設けてございます。その一つが16ページにございますけれども、(ア)といたしまして「融資説明・相談会の充実強化」。そして飛びまして「(イ)関係金融機関との連携強化」、そして次のページになりますが、(ウ)融資資格の「生前承継の促進」でございます。この3つの項目をもちまして、融資の重点項目としております。

それでは、14ページに戻りまして、元島民等への貸付の実施状況につきまして御説明をさせていただきます。

「貸付額、利率、償還期限等の融資条件が、元島民等への援護措置という趣旨に照らして適切か」ということですが、16年度につきましては、貸付計画14億円をもちまして実施をいたしました。実績ですが、13億900万という決定をいたしております。計画比で申し上げれば93.5%、前年に比べますと、若干伸びまして114.8%という決定を見てございます。また適切な利率の水準、貸付利率でございますけれども、年に2回見直しを行って実施をいたしております。設備資金、それから経営資金ということで16年の4月、また16年の12月にそれぞれ金利を見直しまして実施をいたしております。

また次に、償還期限の関係でございますが、平成9年、それから12年、15年にそれぞれ延長をいたしており、法対象者にとりましては、利用しやすいような条件に改善をいたしているところでございます。また、貸付限度額につきましては、年間14億という限られた枠の中で行っているわけですが、これらにつきましても、他の資金とのバランス、また需要等を勘案しながら実施していきたいと、考えてございます。

それから次に15ページになりますけれども、貸出の関係での貸付金のリスクの管理、またその下にございます確実な回収のための取組状況でございますけれども、私ども14年度

から初期延滞対策ということに力を入れまして、延滞者に対する重点的な督促等を行ってございます。また、貸付案件につきましても、その審査・採択の適格性、また客観性を高めるために、すべての案件につきましても、貸付係だけでなく、管理回収担当の職員に回すよう決裁ルートを改めてございます。そして、そのリスク管理債権の占める割合でございますけれども、13年から16年にかけて、若干ですが改善されてきているというふうに思っております。これは督促の効果かと考えてございます。

またその下になりますけれども、延滞の内容でございますけれども、初期延滞の方に力を入れまして、3か月未満であれば電話督促、またそれ以上であれば文書督促、または顧問弁護士も置いておりますので、そうした顧問弁護士によります督促、または現地に実際に出向きましての実態調査、また、ある場合は法的措置、これは調停でございますけれども、こうした督促等に力を入れているところでございます。

また個々の融資先につきましては、16年度におきましては、事業資金の関係で若干伸びがございました。ちなみに事業資金としては、種々多様な資金の貸し出しをしております、漁業資金、農林資金、商工資金。法人であれば法人資金というようなものがありますけれども、全体で7億の貸出をいたしております。計画に対しまして、1億2,000万ほど増となっております。

一方、次のページになりますけれども、生活関連資金につきましては、更生資金、生活資金、それから修学資金、住宅関連資金がございまして、これは計画に対しまして、住宅関連資金の需要の落ち込みがございまして、計画より落ち込んでおります。合計6億900万の貸出を行っているところでございます。

次に、「融資説明会・相談会の充実強化」でございますけれども、計画では、10か所の地区で説明会を開くということで計画しておりましたけれども、11地区12回の実績でございます。ちなみに、これはいわゆる元島民の集まりでございます千島連盟が、全道と本州では関東とか富山とか元島民等がおられるところに支部を設けてございまして、そうしたところに私どもが出向きまして、融資説明・相談会等を実施いたしております。ここで参集者も500名、実際の融資相談も100件以上受けてございます。

こうした説明会の中でいろんな意見がございまして、ここに書いてございますけれども、できるものとできないものがあるわけでございますが、改善に努めていきたいと思っております。この中で委託金融機関に対する関係では、マニュアルを更新いたしまして、金融機関との関係におきましても円滑に進めていきたいと考えてございます。

また次に、「関係金融機関との連携強化」ということでございまして、我々といたしましても、関係機関とは連携を密にいたしまして、制度利用の促進を図ってございます。こうしたことで年度当初、4月に協同組合の関係者、それから委託金融機関等の関係者を集めまして意見交換などを行ってございます。

私どもの貸出は3つの方法で貸出しております。直貸し、または組合員が所属している場合は、組合を通ずる転貸扱い、また委託金融機関を通ずる委託扱い、このような3つの方法で貸出を行っておりますけれども、こうした中で、次のページになりますけれども、転貸貸付、委託貸付ということで、金額で申し上げれば、全体の81%が転貸と委託というようなことで貸出を行っているところでございます。ちなみに、16年度全体では約300件近い貸出をやっておりますけれども、そのうち約170件が直貸しで行っております。

それから次に、「関係金融機関との連携強化に向けた取組状況」ですけれども、関係機関の窓口とは連絡・調整を密にいたしまして利用促進を図ってございます。先ほどもちょっと触れましたけれども、ここで協同組合の担当者会議を、同じ日でございますけれども、全体会議として実務担当者会議としまして、転貸機関、委託金融機関、それから関係市町村、これは道東の根室市、また富山県は法対象者が多くいますので、その人たちにも御出席をいただきまして、周知を図っているところでございます。

次に、元島民の高齢化に伴いまして、生計を共にしている子または孫に融資資格を承継できる制度（生前承継制度）でございまして、これにつきましては、昨年、評価は「B」をいただいたところでございます。評価理由の中に、生前承継制度について、その内容、手続き等の周知徹底を図るとともに、その適切な利用を促進する上で相談等を利用して、元島民等のより一層の密度の濃い状況把握を行うことが望まれるという御意見をいただきまして、私どもとしても、これに従いまして改善に努めたところでございます。

後ほどその辺については御報告いたしますが、まず制度の承継の実績でございまして、16年度が154名、前年より36名増えてございます。そしてこの制度が認められた平成8年度以来、全体として約1,000名の方々に対して生前承継が行われたところでございます。

それから18ページにまいりまして、この実績でございまして、承継された方のうち、494名の方が実際に資金の借入をしてございます。比率を申し上げますと50%強でございます。

次に、生前承継の利用促進のためにとった措置の実施状況でございまして、先ほど触れましたが、私どもといたしましては、生前承継の周知ですが、広報紙またはホームページ

による広報、それから千島連盟が発行しております広報紙等に掲載させていただきまして周知を図っているところでございます。先ほどちょっと触れましたけれども、元島民等の支部の支部長、それから相談員の方々を札幌に集めまして研修会を開いてございます。ここで生前承継制度の利用促進の内容、それから手続き等について研修をいたしまして、PRに努めたところでございます。

それから、さらに関係団体の連携を図り、名簿管理業務を実施いたしております。世帯の状況の把握、名簿補完に努めております。また、高齢者からの借入申込みや、完済のときなどにつきましても、それらの世帯の状況把握に取り組みまして、承継条件の適合者には、再度利用促進を促してございます。

以上で貸付勘定につきましての説明を終わらせていただきます。

宮本事務局長 私の方から引き続きまして、予算及び収支計画及び資金計画についての項目を説明させていただきます。

先ほどお話がありましたように、昨年まで項目別評価表の中で記載されていなかったということを踏まえて、今年度においては、御指摘を踏まえて、この項目別評価表において計画と実績の対比を行いました。結果といたしまして、右側のような記述にしております。これのバックデータを、業務実績報告書の73ページから77ページまでに具体的に記述してございますので、簡単に説明させていただきます。

まず、73ページの関係でいきますと、一般業務勘定でございますけれども、当初、予算の中には、外務省からの委託による収入及び支出というものが入っておりませんでした。したがって、これが増加しました。それから決算におきましては、収入と支出の差が約1,400万あったわけでございますけれども、これは運営費交付金の未使用分であったというものでございます。それから下の方は、収支計画においてどうであったのか、それから資金計画はどうであったのかというような項目が設けられておりますけれども、具体的に75ページの上の方は、一般業務勘定の表で見ていただくと、総損失として約200万の損失がございまして、これは老朽化した啓発広告塔、啓発パネルの処分によって生じたものでございます。

それから貸付業務勘定でございますけれども、これは74ページあたりのこの貸付業務勘定の表を見ていただきまして、借入金の抑制や借入利率の低下によって金利負担の軽減、それから予備費等の未使用分により約5,200万支出減となり、収入面では、貸付実行額の減少、それから貸付利率の低下によって約800万が減少した。それから貸付業務勘定につ

いては、収支差額による不足分は補助金で財源措置されておりますので、未使用分と収入減の差額が約4,300万あるわけでございますけれども、これを国庫に返還するということになります。こちらのものにつきましては、74ページの予算額と決算額を見ますと、例えば、収入の貸付事業補助金が2億100万あるのに対して、支出が1億5,700万ですので、先ほど言ったように、4,300万ほど余るということで、これを国庫に返還するというものでございます。

それから報酬等の給与水準についてですが、役員につきましては、勤務実績を踏まえ、規程どおりの俸給等を支払っています。それから職員のものでございますけれども、職員は国家公務員の一般職の職員に準じてやっておりますけれども、大体、国家公務員の給与水準を比較指標としますと、その93%となっております。

それから評価表の20ページの一番下の方でございますけれども、人事に関する計画では、組織の見直しということに取り組みました。これは効率的で効果的に業務を遂行するため、17年度からは従来の課制を廃止して、スタッフ制にしようということを16年度において検討し、そのように移行しているというのが現状でございます。

以上、大変雑駁でございましたけれども、業務報告及び項目別評価表についての説明を終わらせていただきます。大変長くなってすみません。恐縮でございました。

飯田分科会長 ありがとうございます。今の業務実績についての御説明ですが、何か御質問なりお気づきのことがございましたらよろしくお願いたします。

大分長くなっていますけれども、時間は構わないですか。ペースとしては。

松川専門職付 皆様の御都合がよろしければ。

飯田分科会長 それでは続けさせていただきます。なお、この分科会後でも、委員の各位がお気づきになった点、あるいはご質問がございましたら、事務局の方へご連絡頂ければ幸いです。

雨宮委員 質問いいですか。

いろいろな研修会や講演会に対し、必ずアンケート調査をされていますね。ほとんど100%皆さん有意義だったと、答えています。もしできれば、ほかにどういうことをやってほしいとか、参加者の自由な御意見を伺うような項目というのはアンケートにはなかったのでしょうか。この先こういうふうにしたいということの意見を、その場で聞かれた方がいいかなと思うのですけれども。

宮本事務局長 今の点につきまして御説明いたします。実は先ほど言った資料編のどこ

ろでございますけれども、参考資料編の20ページ、21ページを開いていただくと、20ページは施設に対する皆様の意見を聞かせてくださいというもので、それから21ページが北方四島交流訪問事業におけるアンケートということで、各いろんなことについて質問をし、それから自由に書いてくださいというような欄を設けてやっているというのが現状でございます。

雨宮委員 その記載はたくさんあるんですか。

井上理事長 自由記載ということですか。

雨宮委員 ええ。

井上理事長 アンケートをとって数字を出しておりますのは、一つは施設の利用者に対するもの、もう一つがさっきからビザなしとっているビザなし交流に対するもの、そしてもう一つが根室でやっている直轄研修会の参加者に対するアンケートです。県民会議その他の講演会については、これは県民会議その他が主体になっておりますので、必ずしもアンケートはとっておりませんし、当然ながら、先ほどの項目別評価表にも表示してございません。今のお話ですけれども、こういう質問の仕方であれば、有意義であると答えるのは当然でないかという御趣旨かと思えますけれども、こういう形でアンケートをとるという約束をしたものですから、こういう形でとっているということでもあります。自由記載欄にどのようなことがあるかということですから、私、にわかには……。

雨宮委員 どういう記載があるかというよりは、そういうことも自由に書いていただける雰囲気かとか、あるいは、そういうのでいい御意見があったら今後に生かすとか、そういうことのきっかけになるのではないかということです。

井上理事長 今開けてもらいました20ページ、21ページのところの20ページが施設に対するアンケートですけれども、ここで自由に書いてもらったものを、いろんなことがありますけれども、取り入れられるものについては、取り入れていきたいと思っています。また21ページがビザなし交流についてのアンケートですが、ここについての自由記載欄についても、いいアイデア、指摘であれば、積極的に取り入れていくようにしたいと思っています。ただ、具体的にどんなものがあるか、どう整理するかというのは、ちょっとにわかにお答えしかねますが、そんなつもりでこのアンケートを利用したいと考えてございます。

雨宮委員 ありがとうございます。

飯田分科会長 よろしいですか。そのほかに何かございますか。御意見ございますでし

ようか。どうぞ。

朝倉委員 3ページの支援の結果、国民世論の啓発の効果が十分得られたかという、この設問と答えがどうもぴんとこない感じがありまして、設問の仕方をちょっと書き換えるか、多分、答えの方はこういう書き方しかないのだろうと思うんだけど、普通は、十分得られたかという、何か計数的な、そういうものが出てこないとなかなか点数をつけにくいんですね。一生懸命よくやっているという内容はとてもよくわかるのですけれども、大きな意味があったとか、啓発効果が出ていると書かれても、実際問題、なかなか評価しにくいんですね。何かちょっとそこを工夫していただければと。これはまだ確定稿じゃないわけでしょう。もう確定稿ですか。

松川専門職付 評価表は8月30日、次回の分科会で御議論をいただいて決するということになりますが、それまでに後ほど委員の先生方に御意見をいただきまして、それを事務局でとりまとめて最終案をつくることになっております。ただ、質問の仕方の方は、こちらの様式が前回の分科会で決定されたものになりますので、今から変えるということは問題があるかもしれません。調べておきます。

飯田分科会長 確かに16年度の評価表の形は15年度と較べると大変よくなっています。例えば、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を汲み入れて、評価基準の項目に新たに『評価の観点』というものを加えて、数値的、定量的にはなかなか捉えにくい「北対協の業務」の側面に対応したことなどは良かったと思います。しかし、それでも、朝倉委員が指摘された部分、つまり「支援の結果、国民世論の啓発の効果が十分に得られたか」というような設問の仕方が現実的に意味があるのだろうか、やや疑問に思えるのです。

朝倉委員 質問と答えがマッチしていないので。

松川専門職付 定量的に国民の世論が啓発されたどうかというのを測るのはなかなか困難なところございまして、この議論、政策評価、あるいは独立行政法人評価全般に言えることございまして、こういった政策の効果は、いかにどのような指標で測るのかということは難しく、総務省とも去年、事務局の方でやりとりをさせていただきまして、こういった効果を測る指標について、今後の検討課題としてしっかり議論していただきたいというふうには言われておりますので、その点も含めて今回、あるいは今後の分科会における主要テーマになってくるのではないかと思います。ただ、実績の書き方に関しては、次回分科会までに調整の余地はありますし、その点は先生方、あるいは協会と御相談を

させていただいて、できるだけ質問と答えとがマッチしているという形に近づけられるように努力したいと思います。

井上理事長 その点については、この基準を作成するときから問題になっておりまして、こういう表現で定量的に実績を出してくれという話であると、なかなか答えられない。大体、定量的にどこを目標にするか自体も大いに問題だろうと思うんです。そういう議論があって、この基準をつくることについては、この質問をこういう質問の形であるけれども、実績の報告については、マンネリではないいろいろな工夫がされて取り組まれているという回答でいいよという、いわば了解をいただいた上で、この基準ができていますので、今、松川さんから、今後こちらの実績の方を改めるという話がありましたけれども、当初の基準ができたときの政府側との話し合いによれば、このぐらいのところで勘弁していただけるという相場観を我々としては持っていますので、確かに朝倉委員がおっしゃいますように、言葉として見たときにうまく対応していないことはあると思いますが、それは当初からある意味では予測されていたことで、これについて、もっといい工夫があるかということになりますと、彼も言いましたように、現在時点でぴったり合った回答を出すというのはなかなか難しいのではないだろうかと思います。当方から素直に言わせていただければ、そういう定量的、あるいはその他の立証方法がない段階で基準をそう定められることについてはいかがかというのが一つの抗弁ではあります。

飯田分科会長 私も今すぐに、この問題の箇所についてぴったり適切な設問表現、つまり「評価の基準、観点」を考え出せないのですが、ひとつの案としては「効果が十分得られたか」というような結果を問いたただすのではなく、「啓発の効果を生むような工夫や努力がなされたか」といった表現などが考えられると思います。

朝倉委員 それなら合うんですけれども。

井上理事長 そういう折衝は当然したと……（笑）。

鶴田専門官 これは前回の評価基準を定めたときも、朝倉委員からほぼ同様な意見を出されておりまして……。

朝倉委員 そうでしたか。

鶴田専門官 私ども、政府の方と話をしたときに、特徴的なものをピンポイントで例示を出して、それで今までと違って、先ほど理事長が申し上げたように、工夫したところについて、それぞれ事例を挙げてということだったんです。それで報告書の方には、各事業の事例を掲載させていただいております。

飯田分科会長 北対協という組織の性格からして実績評価の基準をどのように明確に設定するかという、難しい問題がありますので、ご苦勞なされたことはよく理解できます。ただ出来る限りより良い評価のあり方を模索していく努力は必要ですので、この問題は一応、今後の検討課題ということにしたいと思います。

松川専門職付 また、来年度の評価のときには、この様式を北対協と、あるいは先生方と御相談させていただいてつくらせていただくことになりますので、その場合、設問の形をいろいろ工夫できればというふうに考えております。

飯田分科会長 それでは、そのほかには何か。

上野分科会長代理 先ほどのアンケートの件なんですが、各種のアンケートをなさっているようなのですが、先ほどの資料を拝見したところ、氏名の記入欄があるんですが、すべて記名でアンケートはなさっているのでしょうか。

井上理事長 様式どおりでございますので、ない場合に無効という扱いはしておりませんけれども、記名していただくような様式になっております。

上野分科会長代理 はい、わかりました。

飯田分科会長 よろしいでしょうか。次に移らせていただきます。平成16年度の協会の財務諸表等について、協会から御説明いただきたいと思います。

宮本事務局長 それでは、財務諸表等について御説明させていただきます。

資料といたしましては、資料7及び資料8、資料9になります。資料7は平成16事業年度の財務諸表、8が財務諸表概要（一般業務勘定）と9が財務諸表概要（貸付業務勘定）という形で、この3つを参考にしながら御説明させていただきます。なお、こちらにつきましても、すべてを御紹介すると時間がかかりますので、簡単に紹介させていただきます。

まず、この財務諸表は、独法の会計基準に基づきまして作成されております。財務諸表の目次を開いていただきますと、法人単位の財務諸表として先ほど言ったように会計基準等によって貸借対照表、損益計算、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書という構成になっております。この行政サービス実施コスト計算書というのが独法における特色ある計算書なのかなと思っております。

先ほどからお話が出ていますように、北対協は貸付という融資事業をやっている関係で勘定を別にしております。つまり、一般業務勘定と貸付業務勘定という2つに分けてつくっております。その関係で私の方からは先に、一般業務勘定の方の説明をさせていただきます。

一般業務勘定の財務諸表は23ページからでございます。24ページを開いていただきますと、貸借対照表がございます。こちらをまず御紹介させていただきます。

貸借対照表の資産の部は、流動資産と固定資産に分かれております。流動資産は、ここにも書いておりますように現金及び預金、それから前払費用、こちらは労働保険とか火災保険からなっております。それから固定資産でございますけれども、こちらは、有形固定資産と無形固定資産、それから投資その他の資産の3つから構成されております。有形固定資産としての建物は、これは先ほどから御説明しているように、道東に3つある啓発施設を指しております。それから車両運搬具、これは啓発バスを16年度に更新しました。それから工具器具備品、これは全国各地にある広告塔、それからパネル、そういった啓発物品等がございます。それから無形固定資産、ソフトウェアと書いてありますけれども、これはインターネットとか、会計システムのソフトウェアでございます。それから電話加入権、投資その他の資産でございますけれども、敷金・保証金と申しますのは、この東京事務所の敷金のことを指しております。ということで、こちらにも書いてありますように、資産の合計としては3億4,894万5,327円と、こういう形になっております。

次が負債の部でございますけれども、これも流動負債と固定負債に分かれておりまして、まず、流動負債でございますけれども、これは運営交付金の債務、いわゆる先ほどから出ているように、我々のところは運営交付金が渡されるわけでございますけれども、一応それはすべて預かり金になっております。それが債務という形で残っておりますので、実際に費用が発生したときに、収益化するという形をとっております。その関係で未使用分という形で残っておるものがこの運営費交付金債務でございます。それから未払金、未払法人税、未払消費税という項目がございますけれども、この中に未払消費税というものは、四島受入事業によって受け入れた事業に係る消費税相当分を指しております。現実的には、6月ぐらいに実は消費税を払っているわけですが、3月31日時点では未払いという形になっているもので、ここに掲載されております。それから固定負債でございますが、資産見返負債というものが、これは運営交付金で購入した償却資産で減価償却後の期末残高を指しております。

続きまして資本の部でございますけれども、資本の方は資本金、資本剰余金、利益剰余金という形に分かれております。

まず資本でございますけれども、資本金は政府出資金のことでございます。それから資本剰余金というのは、啓発バスの更新に伴う旧啓発バスを下取りの売却に係るものでござ

います。それから損益外減価償却累計額と申すものは、旧協会から承継された固定資産の減価償却分でございます。それから利益剰余金の積立金でございますけれども、これも旧協会から承継された現金預金の積立金でございます。それから当期末処理損失といわれるものは、これは什器備品、いわゆる不要になった備品を除却によった損失でございます。その負債、資本等の合計が3億894万5,327円ということで資産とのバランスがとれているという形になっております。

続きまして、損益計算書について御説明します。損益計算書は次のページでございます。まず損益計算書の説明を始める前に、昨年分科会において出塚委員の方から損益計算書の費用分の北方対策事業費の区分けについてお話がございました。事業項目ごとの支出区分ができないかというお話がございました。この指摘を踏まえて、大変恐縮でございますけれども、またこの厚い業務報告書の72ページをちょっと開いていただいて、こちらに、平成16年度予算実施計画・実績比較表という、A B C Dという項目別で計画と実績とを整理した表がございます。北方対策事業費はそのAになりますが、これを先ほどから出ている3本柱で、1.国民世論の啓発、2.調査研究、3.援護事業という形で分類し、対比をつくらせていただきました。

それでは、大変恐縮でございますけれども、財務諸表の方に戻っていただいて御説明いたします。

まず、経常費用でございますけれども、これは大きく分けまして、北方対策事業費と受託業務費と、一般管理費からなっております。主なものでございますけれども、北方対策事業費としましては、啓発支援費、これは県民会議とか、北連協などに対する啓発活動支援の経費でございます。それから人件費等は、これは北方館とか東京事務所にも事務補佐員がいますので、これらの経費、それから外部委託費でございますけれども、羅臼の展望塔に係る運営費を委託している分でございます。それから船舶使用料と申すものが、四島交流事業でかかる用船料の経費でございます。その他の諸経費といたしましては、北方館の維持管理、修繕、それから広告塔の修繕費とか、四島交流の通訳料とかそういうような費用が含まれております。

続きまして、受託業務費でございますけれども、これは四島交流の受入事業を外務省から受託しているもので、それにかかる経費として代理店の委託、船舶使用料、それからその他といたしまして、対話集会等にかかる会場の手配とか、通訳料とか、旅費とか、そういったものが全部含まれております。

それから一般管理費でございますけれども、これの上の方は、役職員等のもの、これは人件費でございますし、あとは家賃とか、監査法人等による監査経費等も含まれております。それからずっと下の方に減価償却と書いてございますけれども、減価償却は、運営交付金で購入した啓発バス等の当該償却分でございます。

以上、経常経費の合計といたしましては、7億344万4,919円となっております。

続きまして、経常収益でございます。これの主な財源は運営交付金と受託収入でございます。まず、運営交付金収益でございますけれども、これは運営費交付金を収益化したものでございます。それから受託収入は、四島交流の受入事業を受託したものでございます。それから資産見返運営費交付戻入は、一般管理費の減価償却に見合う分でございます。以上、経常収益の合計額としては、7億580万6,661円となっております。差し引きますと236万1,742円という形で利益が生じております。しかしながら、下に臨時損失として固定資産の除却損が453万2,303円が発生しておりますので、差し引きますと、当期といたしましては、217万561円の損失という形になっております。

続きまして、キャッシュ・フロー計算書でございますけれども、これは1会計期間の現金・預金の流れを示したものでございます。事業実施に伴う収入・支出をあらわしたものが最初の「事業活動によるキャッシュ・フロー」でございます。次に固定資産の取得等にかかる収入支出をあらわしたものが、「投資活動によるキャッシュ・フロー」でございます。結果といたしまして、期首残高は1,870万の増加という形になっております。期末残高は8,974万3,782円となっております。この数字は、先ほど御説明しました貸借対照表の資産の現金及び預金の額と一致しております。

それから損失の処理に関する書類というものがございまして、先ほど損益計算において説明しましたマイナス217万561円の損失を処理するものでございまして、これは通則法44条によりまして、積立金を取り崩すことで処理しております。

続きまして、29ページの行政サービス実施コスト計算書でございます。こちらは、独立行政法人の業務運営に関して国民が負担するコストを集約して表示するものでございます。このコスト計算書の構成は、 番として業務運営費、これは事業に直接かかるコストをあらわしております。それから 番、 番、 番、 こちらはその他の想定されるコストをあらわしております。この 、 、 、 を合計したものが総コストとなっております。まず業務費用、業務に直接かかわるコストといたしましては、こちらのものはすべて損益計算の費用から自己収入を控除した金額となっております。

つきまして、 番のその他の想定されるコストといたしまして、まず損益外減価償却相当額は、旧協会から承継された資産の当期減価償却相当分というものでございます。それから損益外固定資産除売却相当額でございますけれども、これは旧啓発バスの下取りによる差額分でございます。それから引当外退職給付増加見積額と申すものは、全役職員が退職したら発生するであろう退職金の当期の増加分でございます。それから機会費用と申しますものと、これは無償で借りている啓発施設の土地を有料とした場合の使用料でございます。現在、立て看板とかそういったものがあるわけですが、そういったところの土地を無償で借りているというものを、有料とした場合の金額でございます。

それから政府出資等の機会費用でございますけれども、例えば、政府出資のものを国債で購入した場合に得られるであろう金額を計上しております。例えば10年物の国債にしたらどうなのというようなことで仮定計算したものでございます。これらを合わせたものが行政サービス実施コストといたしまして、当協会においては6億4,727万1,302円となっているものでございます。

その次の30ページは、これは注記事項でございます、この重要な会計方針という形で損益計算書とか、貸借対照表の作成に当たっての注記すべき事項等をここで示されておるものでございます。この内容等につきましては、省略させていただきます。また附属明細書につきましても省略させていただきます。

54ページに決算報告書がございますけれども、先ほど個別評価表の方で御説明いたしましたので、ここでは省略させていただきます。

続きまして、貸付勘定につきましては、札幌の飛山所長の方から御説明をお願いいたします。

飛山所長 それでは引き続きまして、貸付業務勘定について御説明申し上げます。

38ページをお開きいただきたいと思います。まず「貸借対照表」でございます。

まず資産の部でございますが、流動資産と固定資産に分かれてございます。流動資産の中では、現金・預金が5億8,800万、次に貸付金でございますが、引当金が控除後56億900万ということになっておりまして、この中身につきましては、一般債権と貸倒懸念債権の金額でございます。次に、前払費用でございます。これは新年度4月分の事務所の借上料でございます。次に未収収益でございますが、これは貸付金利息、あと基金10億を所持しておりますので、その未収利息が合わさって1,100万ほどございます。次に未収金でございますが、これは私ども委託代理店を通しての貸付がございますが、そこから上がって

くる回収元利金がまだ協会の方の口座に入っていないというものを未収金で処理させていただいております。

次に、固定資産でございますが、内訳といたしまして、有形固定資産、それから無形固定資産、投資その他の資産となっております。有形固定資産につきましては、事務所内にあります什器備品類でございます。減価償却累計額控除後の残高でございますが、900万でございます。次にソフトウェア、電話加入権でございますが、合わせまして100万ほどでございます。

それから、3番目の投資その他の資産でございますが、有価証券7億でございます。これは左の方の資本の部に基金がございます。10億のうち7億が農林中央金庫発行の5年ものの利付農林債として所持しているものでございます。これは18年の12月に満期になります。あとの3億につきましては、現金・預金の1年の定期預金ということで3億を持っております。

それから、破産更生債権等でございますが、先ほどの貸付金のうちの、いわゆる不良債権の部類ですが、これの引当金控除後の残高が3,700万ということでございます。合わせまして、資産の部ですが、69億5,900万となっております。

ここでちょっとお話し申し上げますと、去年、出塚委員の方から貸付金の掲載方法につきまして御質問がございまして、1年以内の貸付金については流動資産に、それから、それ以外のものについては、固定資産の方に計上すべきでないかというお話がございました。協会といたしましては、当時お答えしたのが営業循環基準を持ちまして、区分しているということで御理解をいただいておりますけれども、今年、また監査法人とも相談いたしまして、16年につきましても前年度同様な処理の仕方をさせていただいております。

次に負債の部の方でございますが、これは流動負債と固定負債に分けてございます。内訳でございますが、預り補助金が4,300万でございます。貸付勘定につきましては、収支差補助ということで、国の方から補助金をいただいております。これを精算した残額が4,300万ということで、これは決算の御承認をいただいた後に国庫にお返しするということになっております。

それから、長期の借入金でございますが、全体で下にもございますけれども、51億8,000万ほどございます。1年以内返済の予定の借入金を流動負債の方で計上させていただいております。

それから、未払金でございますが、これは未払手数料、いわゆる代理店に支払う手数料、

それから諸経費の未払金でございます。それから未払費用でございますけれども、これにつきましては、借入金利息の未払い分の費用、それから、委託手数料等が内容でございます。

あと預り金でございますが、これは個人の社会保険料、住民税、所得税等でございます。それから前受収益でございますが、これは短期の貸し付けでございます。そのうち、未経過分の利息を前取りしている関係で未経過分の利息を計上させていただいているということでございます。

それから、固定負債の方でございますが、資産見返補助金等で400万ほどございます。これは、新法人におきまして、有形固定資産を取得しており、右の資産にございます有形固定資産の一部に対応する分を計上してございます。

それから、先ほど触れました長期の借入金が39億でございます。これと流動負債とを合わせまして、負債の合計が52億5,300万でございます。

次に資本の部でございますが、資本剰余金と利益剰余金がございます。基金10億でございますが、これは旧法人から引き継がれたものでございます。先ほど触れましたけれども、内訳は農中債の有価証券とそれから定期預金、現金預金の方で持っております。

それから、利益剰余金の積立金7億ですが、これは前法人から継承されたものでございまして、これにつきましては、全額貸付金資金繰り上、貸付金の方に回っているということでございます。合わせまして、69億5,900万が負債と資本の部の合計でございます。

次に40ページにまいりまして、損益計算書でございます。まず、経常費用の方から申し上げますが、貸付業務費、それから一般管理費、財務費用といたしまして、合計で2億4,100万でございます。

これに対する収益の方でございますが、補助金等の収益、いわゆる国から補助金を受け入れた合計が、1億5,624万8,605円でございます。あと貸付金利息収入がございます。そして、財務収益として、基金10億の上がりがございます。合計といたしまして、2億4,100万ということでございます。ここで経常収益から経常費用を差し引いた経常利益として21万5,000円ほど出てございます。

次に臨時損失がございます。これは什器備品類の固定資産(25万円)を除却させていただいております。また、臨時利益といたしまして、過去に貸付金の償却がございまして、その後の取立益が3万5,000円ございまして、差引利益がゼロということになっております。先ほどから触れておりますように、貸付勘定につきましては、収支差補助ということ

で費用に対しまして、自己収入がございますが、その足りない分を国からの補助金ということにいただいております、当然、ここでは利益が出ない仕組みになっているわけでございます。

次にキャッシュ・フローでございます。まず、「業務活動によるキャッシュ・フロー」は合計で3億5,300万の減ということになっております。このような減少が生じる主な原因は、貸付金と回収金の差額でございます。

それから、「投資活動によるキャッシュ・フロー」ですが、これは有形固定資産の取得によりまして、500万ほど減になっております。

それから、「財務活動によるキャッシュ・フロー」ですが、短期借入金と長期借入金がございまして、また、それぞれの返済がございまして、「財務活動によるキャッシュ・フロー」が1億8,100万増ということになっております。前年度からの繰り越しがございまして、差引2億8,800万が次年度へ繰り越されているキャッシュで、先ほど貸借対照表で5億8,800万と申していますが、ここでは基金の3億円は除かせていただいております。

それから、42ページになりますが、利益処分に関する書類ですが、ここでは当然、利益が出ていないということで該当がないということでございます。

次に43ページの行政コスト計算書でございますが、まず、業務費用ということと、それから自己収入がございまして、差し引き1億5,700万が業務の費用でございます。2番目の損益外減価償却相当分については、貸付業務勘定につきましては該当がございませんので、0でございます。

それから引当外退職給付の増加の見積額でございますが、一般勘定同様、今年度におきまして、退職引当金の必要額が400万ほどでございます。また、機会費用として、1,300万ほどございますが、これは基金10億を持ってございます。これを国債の利回り1.32%で計算しますと、1,320万ということでございます。合わせまして、1億7,500万がコストとなっております。

次に44ページですが、これは先ほど一般勘定と同じように重要な会計方針を記載しておりますのでございます。それから、48ページ、49ページにつきましては、附属明細書でございます。これも一般勘定同様省略させていただきます。なお、決算報告書につきましては、先ほど来御説明がございましたので、省略させていただきます。

以上で雑駁な御説明になりましたけれども、終わらせていただきます。

飯田分科会長 どうもありがとうございました。何か御質問ございますでしょうか。

出塚委員 大変御苦労いただきありがとうございました。業務実績の事業別の収支内容、これを出すのは大変だったと思いますね。事業別の実績と決算書との関連はどんなことになっているのかなと思って見ているんです。これをつくってもらったら事業毎に使った金額が大変よくわかると思うんですけども、これは財務諸表の資料7の26ページの損益計算書でも出てきていますが、数値が違って、両者がどういう関係になっているのか伺いたいと思うんです。今、もしわからなければ、それでもいいんですが。

井上理事長 実は網かけ型の予算と最初に説明がありましたけれども、当初予算で執行予算をつくっていますので、それをそのままやれば、自動的にできる仕組みになっていて、これだけを計算したわけではないです。積み上げ型の執行予算をつくるのは大変ですよ。あとは管理をするだけです。

鶴田専門官 出塚委員御指摘の財務諸表の中の26ページ、損益計算書との内訳での関連ということをお指摘いただいているかと思うんですけども、損益計算書については、資産的な支出をしたものについては除いているものですから、数値的な整合性ということになりますと、かなり複雑なパズルをやらないと出てこないような状況なんです。私どもの方で、これをつくらせていただいたにあっては、財務諸表の54ページの決算報告書の支出の北方対策事業費を細分化したものを千円単位ではございますけれども、業務実績報告書の72ページに記載させていただいたということで、科目については、年度計画に沿った形の大項目があって、中項目のところまで入れさせていただきました。

出塚委員 結構ですけど、この資料が外に出ていったときに、私のような質問をされるとちょっと困るんじゃないかという気がするんですよ。72ページは大変わかりいいと申し上げたんですけども、業務実績報告書72ページの資料と財務諸表等26ページの資料はどう関連するのかを説明しなくてはいけない問題が出てくるから、ある意味では、72ページの資料を載せていいかどうか、ちょっと疑問な点を聞いてみたということです。整合性がとれていれば、それはいいんですけども、金額がなぜ違うのかについて説明がつかないのであれば、統一できてから掲載した方がいいんじゃないかという気がしたんですけど。

長尾専務理事 それで整理がつかないとね。

出塚委員 質問されたときに答えられないんじゃないか困るわけですね。そういう気持ちで申し上げたんですけどね。

井上理事長 今おっしゃっているのは、72ページの方をもとにすると、この各科目別の損益計算書費目別の内訳みたいなもののイメージですか。

出塚委員 例えばね。業務実績報告書の72ページでは「B」一般管理費というのが3,800万出ているんですよね。ところが、財務諸表等の26ページでは一般管理費というのは1億4,400万出ているんですよ。どうして、同じ一般管理費で金額が違うんだという疑問がでてくるんです。事業の内容ももちろんそうなんだけれども、ちょっと説明がしにくいんじゃないかなと思っていました。人権費を入れているのかな。人件費を入れると合うんですかね。

宮本事務局長 人件費と一般管理費については、この73ページの一般業務勘定の決算額と合うわけでございます。あるところから持ってきて、あるところから持ってきてという形で表をつくられていると。

出塚委員 その関係が説明つけばいいけどね。ちょっと説明が困難であれば、まだ少し時間をかけて整理してから載せるという方が、むしろ一般の方にわかりやすいじゃないかと思ったんですけどね。

井上理事長 わかりました。ちょっと、今の御指摘を受けて、にわかに私自身は理解できないところもありますので、少し相談させてもらいます。最終的にどうするかは、その上で決めたいと思います。

飯田分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。それではなければ、もし今のようなお気づきの点や御質問がまた新たにありましたら、事務局の方にまた御連絡をいただければ幸いです。なお、この財務諸表については、独法の通則法の38条というのがございまして、主務大臣が財務諸表等を承認するに当たっては、評価委員会の意見を求めるということになっております。そこで、今のような形で、この問題にお詳しい出塚委員に、さらにこれを検討していただきまして、次回の分科会で御検討の結果を御報告いただければと、よろしいでしょうか。

出塚委員 はい。

飯田分科会長 その上で評価委員会としての意見をまとめるということですね。いつでしたでしょうか。

松川専門職付 8月30日になります。

飯田分科会長 よろしく願いいたします。では、最後に今後の予定について事務局から御説明をお願いいたします。

松川専門職付 では、今後の進め方及び8月30日に提出をさせていただく評価表の作成について、事務局の方から説明をさせていただきます。今後の進め方、資料10になります

が、本日の分科会におけるヒアリングを踏まえて、資料5の項目別評価表並びに資料6の総合評価表について御記入をいただいて、本日から2週間後の7月28日までに事務局まで何らかの手段で御提出をいただければというふうに考えております。

7月28日に事務局まで評価あるいは意見が出てきましたら、そちらの方をとりまとめ事務局にて原案を作成した後、飯田分科会長に意見照会をさせていただきまして、分科会長が全体について確認をした案について、その後、各委員にも送付をし、意見照会をかけさせていただきたいというふうに考えております。

各委員から了解が得られましたら、次には8月25日に開催が予定されております水産分科会、農林水産省の方の評価委員会ですね、こちらから融資業務については意見をいただくということになっておりますので、こちらの意見もさらに加えた上で、事務局で8月30日に提出すべき評価書の最終案を作成したいと考えております。

農林水産省の方の評価委員会の関係で8月30日というふうにかなり遅くなってしまうのですが、8月中に総務省に評価結果の方を提出しなければいけませんので、ちょっと時間がタイトということがありまして、去年は分科会長預かりという形で8月30日の議論を踏まえて、事務局がお手伝いをするという形で評価書最終案を作成させていただいたのですが、またそのようにするか、あるいは事前により綿密に詰めて最終案をつくるかについては、また飯田分科会長と御相談をさせていただきたいと思っております。

続きまして、その2週間後に御提出をいただきたいという依頼の内容についてですが、資料11の方になります。また明日にでも電子媒体もしくはファックスできちんとした形でお送りさせていただきたいと思っておりますが、1つは、総合評価表、資料6があったと思っておりますが、総合評価表の方にもしこれだけは言っておきたい、ここはこのように評価すべきであると思われることがございましたら、その旨御記入をいただければと思っております。

また、各項目について、北対協の業務に関して、このように改善すべきである、あるいは評価委員会の方からこのような勧告を行うべきではないかというようなこともございましたら、その内容及びそのようにすべき理由の方を明記していただければと思っております。

次の資料5の項目別評価表の方でございますが、こちらについては、自己評価と実績の方は既に記入されておりますので、次に分科会評価、指標については、その指標ごとの細かいもの、また項目については、中期目標の項目ごとになっているんですが、こちらについて、北対協の自己評価と違う、北対協は「A」と評価しているが、私の方では「B」と評価するという意見がございましたら、その旨指標あるいは項目の評価として御記入いた

だいて、北対協の自己評価についてこうだから納得できない、私はこういうふうに評価するという理由について、一番右の評価理由の欄に御記入をいただければと思います。

なお、1枚めくっていただいて、先ほど今後の流れについて説明をしましたが、現在のところ、事務局では8月30日の分科会までにこのように進めたいと考えている日程を示しておりますので、多少早まる、あるいは遅れるということがあるかもしれませんが、基本的には、これに忠実に沿っていきたいと考えております。

また、その次の別紙の方になりますが、項目別評価表の見方について、どこに何が書いてあるかというのが、初めて評価に御参加いただける上野委員もいらっしゃいますので、おわかりにくかろうと思ひまして、こちらに書かせていただいております。

なお、大変恐縮ですが、お願いさせていただくに当たって、もし御質問、あるいは御意見等ありましたら、事務局の方まで御遠慮なくおっしゃっていただければ、鋭意対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

飯田分科会長 ありがとうございます。最後に前回3月の分科会の議事録がお手元にあると思います。既にこれは必要な修正も公表も済んでおります。資料12ですね。御参考のために各委員がお持ち帰りいただければということでございます。

それでは、これで今日の全議事が終わりました。どうも長い時間御苦労さまでございました。ありがとうございました。